

三浦市指定給水装置工事事業者の新規指定の申請について

1. 指定の基準

- (1) 本市の給水装置工事を行う事業所に、給水装置工事主任技術者を置くこと。
- (2) 次の機械器具があること。
 - イ 金切り鋸などの管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - ロ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ハ 法第二十五条の十一第一項の規定により指定を取消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当するものがある者

2. 提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）・・・備考欄に電話番号、FAX、メールアドレスを記入
- (2) 機械器具調書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 添付書類 法人の場合・・・定款又はこれに準ずる書類
当該法人の登記事項証明書
*定款の最後のページの余白には、「この定款は弊社の定款に相違ありません」という旨の一言と、社判の押印をお願いします。
個人の場合・・・住民票（又は外国人登録証明書）の写し
- (5) 主任技術者免状の写し
- (6) 写真・・・事業所の内観、外観（出入口付近に会社の看板や表札が写っているもの）、機械器具など

3. 注意事項

- (1) 指定手数料は10,000円です。
- (2) 標準的な事務期間は2週間です。
- (3) 手数料の納付書は後日交付しますので、水道部から連絡があり次第、水道部窓口へ取りに来てください。
手数料の支払いが確認できた日が新規指定の日となり、その日付で事業者証を発行します。
なお、新規指定の日から2週間以内に、主任技術者選任届（様式第7号）に主任技術者免状の写しを添付して**必ず提出してください**。